

学校法人静岡理工科大学寄附行為

昭和27年 3月31日	制定	昭和60年 3月12日	改正	平成18年 3月28日	改正
昭和31年12月28日	改正	昭和62年 2月28日	改正	平成19年 9月27日	改正
昭和32年 8月17日	改正	昭和62年 5月27日	改正	平成20年 3月21日	改正
昭和34年 1月26日	改正	昭和62年 9月 7日	改正	平成21年 3月25日	改正
昭和36年11月30日	改正	昭和63年12月23日	改正	平成20年 9月25日	改正
昭和37年 9月26日	改正	平成元年 5月29日	改正	平成22年 2月22日	改正
昭和40年 7月 6日	改正	平成 2年 5月30日	改正	平成22年 3月29日	改正
昭和44年 7月 5日	改正	平成 2年12月21日	改正	平成23年 3月28日	改正
昭和44年12月19日	改正	平成 7年 3月30日	改正	平成23年 9月14日	改正
昭和45年 7月 4日	改正	平成 7年 9月 1日	改正	平成23年 9月28日	改正
昭和49年 9月26日	改正	平成 7年12月22日	改正	平成24年12月21日	改正
昭和50年 4月 3日	改正	平成 8年 5月27日	改正	平成26年 2月24日	改正
昭和50年10月25日	改正	平成 8年12月19日	改正	平成27年 2月20日	改正
昭和51年 3月30日	改正	平成10年 3月25日	改正	平成26年10月27日	改正
昭和51年 7月 7日	改正	平成10年12月22日	改正	平成28年 9月27日	改正
昭和52年 6月 3日	改正	平成11年10月 7日	改正	平成29年 9月28日	改正
昭和53年 7月14日	改正	平成15年 2月14日	改正	令和元年12月19日	改正
昭和55年 3月24日	改正	平成15年 9月29日	改正	令和 2年 2月26日	改正
昭和56年10月16日	改正	平成16年 5月21日	改正	令和 2年 9月30日	改正
昭和58年 3月22日	改正	平成16年 7月22日	改正		
昭和59年 3月21日	改正	平成16年 9月27日	改正		
昭和59年 9月 1日	改正	平成17年 3月31日	改正		
昭和59年12月24日	改正	平成17年 5月26日	改正		

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人静岡理工科大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を静岡県静岡市葵区相生町12番18号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育並びに専修学校教育及び各種学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

- (1) 静岡理工科大学
大学院
理工学研究科
理工学部
機械工学科
電気電子工学科
物質生命科学科
建築学科
情報学部
コンピュータシステム学科
情報デザイン学科
- (2) 静岡北高等学校 全日制課程
普通科・理数科・国際コミュニケーション科
- (3) 星陵高等学校 全日制課程
普通科・英数科
- (4) 静岡北中学校
- (5) 星陵中学校
- (6) 静岡産業技術専門学校 工業専門課程、商業実務専門課程
教育・社会福祉専門課程
- (7) 沼津情報・ビジネス専門学校
工業専門課程、商業実務専門課程
教育・社会福祉専門課程、衛生専門課程
- (8) 静岡デザイン専門学校 服飾・家政専門課程、文化・教養専門課程
- (9) 浜松未来総合専門学校 工業専門課程、商業実務専門課程
教育・社会福祉専門課程、文化・教養専門課程
- (10) 専門学校 浜松デザインカレッジ
服飾・家政専門課程、文化・教養専門課程
- (11) 静岡インターナショナル・エア・リゾート専門学校
文化・教養専門課程
- (12) 浜松日本語学院
- (13) 沼津日本語学院

(収益事業)

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業

第5条 削除

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以上15人以内
 - (2) 監事 3人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任し、解任する場合も同様とする。
- 3 必要により副理事長、専務理事、常務理事を選任する場合は、理事総数の過半数の決議により選任し、解任する場合も同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 静岡理工科大学学長
 - (2) 静岡北高等学校、星陵高等学校、静岡北中学校、星陵中学校の校長のうちから、理事会において選任された者 1人
 - (3) 評議員のうちから評議員会で選任された者 11人以上13人以内
- 2 前項に規定する理事は、学長及び校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第8条 監事は、理事、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族、又はこの法人の職員(学長、校長、教員その他の職員を含む、以下同じ。)以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会・評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のあることを発見したとき、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

- 4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員選任の制限)

- 第9条 この法人の役員を選任にあたっては、学校法人の管理及び運営に適性を有する者で各役員と同族関係にない者が選ばれるよう努めなければならない。
- 2 役員には、それぞれの選任の際、現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれなければならない。
 - 3 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際、現にこの法人の役員又は職員でなかったときは、その再任の際、現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員任期)

- 第10条 役員（第7条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員は任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長、副理事長、専務理事、常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補欠)

- 第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

- 第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき。
- 2 役員は、次のいずれかに該当するに至ったとき退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。

(理事会)

- 第13条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は理事をもって組織する。
 - 3 理事会は理事長が招集する。
 - 4 理事会を招集するには各理事に対して会議の7日前までに会議開催の場所、日時及び会議に付すべき事項を書面で通知しなければならない。
 - 5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
 - 6 理事会に議長を置き、理事長をもって当てる。
 - 7 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
 - 8 第8条第4項及び前項における理事会の議長は出席理事の互選で定める。
 - 9 理事会は理事総数の過半数以上の理事が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りでない。
 - 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 12 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事長の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務の総てを統轄する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で指名された理事がその職務を代理し又はその職務を行う。

(議事録)

- 第18条 議長は理事会の開催場所、日時、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は27人以上31人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は理事長が招集する。
- 4 評議員会を招集するには各評議員に対して、会議の7日前までに会議開催の場所日時及び会議に付すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求された日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 6 理事長が前項の規定による招集をしないときは、招集を請求した評議員全員が連名で評議員会を招集することができる。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次に掲げる事項については理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算並びに事業計画、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金、以下「短期借入金」という、を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能に因る解散

- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 寄付金品の募集に関する重要事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会で必要と認めたもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の事業若しくは、財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を求めることができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 静岡理工科大学学長
 - (2) この法人の職員(学長を除き、校長を含む。)のうち理事会において選任された者 4人以上6人以内
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうち評議員会において選任された者 3人
 - (4) 学識経験者(第1号、第2号及び第3号に掲げる者を除く。)のうち理事会において選任された者 15人以上17人以内
 - (5) この法人の設置する学校の在学者の父母若しくは保護者のうちから理事会で選任された者 4人
- 2 前項第1号、第2号及び第5号に規定する評議員は、その選任の条件となっている地位を失ったときは、その職を失うものとする。

(準用規定)

第24条 第12条(役員解任及び退任)の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第25条 評議員(第23条第1項第1号に掲げる評議員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は任期満了の後でも後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第26条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は理事長が委嘱する。
- 3 委嘱の期間は委嘱の日から2年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

第6章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入されるべき財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入されるべき財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入されるべき財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第29条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得てその一部に限り処分することができる。

(基本財産たる現金の運用)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成して、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年ごとに理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除き、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該年度内の収入を持って償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算等)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付)

第36条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）は、毎会計年度終了後2か月以内に作成しなければならない。

2 前項により作成した書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を常に事務所に備え付けるとともに、請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第36条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第36条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

第39条 削除

第7章 解散及び合併

(解 散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる理由によって解散する。

- (1) 理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会において出席理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号の理由に因る解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号の理由に因る解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為の変更をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(責任の免除)

第43条の2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第43条の3 理事（理事長、副理事長、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金66万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、学校法人静岡理工科大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則、この法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、静岡県知事の認可を得た日より施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事	(理事長)	鈴木	要二
理 事		山下	栄蔵
理 事		石川	佐重
理 事		鈴木	万吉
理 事		山下	利彦
監 事		桜井	長谷
監 事		川島	浦治

附 則

(昭和63年12月23日)

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（平成元年1月26日）から施行する。

附 則

(昭和63年12月23日)

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（平成元年3月15日）から施行する。

附 則

(平成元年5月29日)

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（平成元年6月15日）から施行する。

附 則

(平成元年5月29日)

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（平成元年8月11日）から施行する。

附 則

(平成2年5月30日)

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（平成2年7月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成2年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年3月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年9月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年5月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年12月19日）から施行する。ただし、第4条については、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年3月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

平成11年10月7日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成15年2月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 静岡理工科大学理工学部電子工学科は、寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 平成15年9月29日理事会決議のこの寄附行為は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 静岡理工科大学理工学部物質科学科は、寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この平成16年5月21日理事会決議の寄附行為は、平成16年6月7日（法人の事務所移転の日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年7月22日）から施行する。ただし、第4条第1項第5号及び第7号については、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年9月27日（理事会決議の日）から施行する。

附 則

平成17年3月31日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日（静岡市の政令指定都市移行に伴う住所表示変更の日）から施行する。

附 則

平成18年3月28日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成19年9月27日理事会決議のこの寄附行為は、平成20年4月1日より施行する。
- 2 静岡理工科大学工学部電気電子情報工学科は、寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成20年3月21日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

平成21年3月25日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

平成22年3月29日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成23年3月28日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文科科学大臣認可の日（平成23年9月14日）から施行する。

附 則

平成23年9月28日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成24年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年2月24日（理事会決議の日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成28年2月8日）から施行する。

附 則

平成28年3月30日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成29年 3月27日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成30年 3月16日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

平成30年 7月25日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

令和 2年 2月20日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

令和 3年 3月31日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。